

令和2年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月12日 午前10時30分		
	散 会	3月12日 午後2時21分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	上 原 祐 希	3	與那嶺 透
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	謝 花 良 竹	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

令和2年3月12日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第11号	令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	質 疑 討 論 ・ 採 決
2	議案第12号	令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について	質 疑 討 論 ・ 採 決
3	議案第13号	令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について	質 疑 討 論 ・ 採 決
4	議案第2号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第3号	今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第4号	今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
7	議案第5号	今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について	質 疑

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時30分)

日程第1. 「議案第11号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を議題とします。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 歳入について質疑いたします。

5ページ、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正なんですけど、4,161万4,000円の補正であります。この節の1節、2節、3節それぞれどのような内容なのか。説明を求めます。

それと7ページの他会計繰入金であります。きのう議論がありましたので、一般会計からの歳出でありましたので、大体理解しておりますが、この補正額4,006万5,000円と、これと先ほどいった一般被保険者国民健康保険税と関係があるのかですね。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑について、ご説明いたします。

まず5ページの歳入1款1項1目1節、2節、3節ございますけれども、こちらのほうは今帰仁村の国民健康保険税のほうにもあります医療分、支援金分ということと。あと介護分ということで、税率算定いたしまして、その中で税としての収入をいただく節になってございます。

7ページの4,006万5,000円とするところで、3節の職員給与分繰入金のところは、こちらのほうは内容的にはシステム改修による、6ページのほうにあるんですけども、このシステム改修分のこちらのほうが国保ではなくて、3分の1が地方交付税のほうになるという通達文がありまして、その分による3分の1部分になります。

それから財政安定化支援事業ということで、先日もお話をした一般のほうから入れましたばらつきを抑えるところでの高齢者のばらつきを抑えるための事業費になってございます。その他一般会計繰入金につきましては、赤字補填ということで入れてございまして、こちら今説明している5ページ、6ページ、7ページの歳入としての組み替えとなっております。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 再度質疑いたします。

これ1款1項1目のマイナスになっておりますが、これは当初予定していたよりも減額に何らかの形で、マイナスになったということでの解釈でよろしいのか、伺います。

先ほどこの7ページの10款1項1目繰入金の4,006万5,000円については組み替えであるというふうな説明がありましたが、どういうことなのか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

先ほどお話ししましたこちらの減の要因といたしましては、今回税改正を行ったんですけれども、その中でまた軽減措置のほうも結構ありまして、軽減措置によるところの減分もございます。特にはですね。主なものとして、その中で組み替えということになってくるんですけれども、こちら歳入としての財源を、やはりどちらにも持っていけないところがあるので、歳入として。その分の歳入で置いてあるところがありまして、その分で今回のこちらにあります特にこの繰入金の部分、繰入金の部分の相殺といたしますか。そういう組み替えとトータル的に、歳入としてはそういうことでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時39分)

3番 與那嶺 透 議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 大体仕組みとか理解いたしましたが、きのうの一般会計の説明では、12月に770万円の繰り入れがありましたよね。これが見込み違いでのという、そのような説明だったと思いますけれども、今回この減額になっている。それも全然想定はしていなかったのか。軽減措置での減額であれば、これはいろいろと最初から調べてやればできるものだと思うんですけれども、その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

シミュレーションということで、昨日からの話でありまして、いろいろと内部で精査しながら、3月までというところでもあったんですけれども、こちらの積算のほうがかかったというか。シミュレーションが思うようにいかなかったというところがございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。5番 座間味 邦昭 議員。

○ 5番 座間味 邦昭 議員 国民健康保険税の会計に関して、質疑いたします。

5ページですが、この1目1節、2節、3節というところでマイナス計上されていますけど、これは加入者からとるべき保険税をマイナス計上したと。これ先ほどからシミュレーション間違ったというのは、これは保険税納入の方の取るべきお金の計算を間違ったということで、当初は補正前は3億4,261万9,000円あったのが減額補正で約3億円に、4,000万円の減になっているんです。これは加入者から取るべきだったお金を計算ミスでということではなく、この収入というのは、誰からいただく、加入者からいただくお金を計算したものではないのか。というところで、取らないで赤字になって、次の7ページも一緒にやりますけれども、繰入金として一般会計から3,480万円、赤字の補填をしていますけれども、これきのう一般会計の補正予算でも話をしましたけれども、赤字の補填だけではなくて、ちょっと内々での話で過去の累積も入れていますよという話も伺ったんですけど、ちょっと意味がわからなくて、保険者から取るべき、予定していた保険税が算定ミスで4,000万円の減で、なのに赤字が出て3,480万円を一般会計から入れたという、ちょっと意味がわからないんです。その辺をもう一度、この保険税のこの4,000万円の減額の説明と、この3,480万円の繰り入れの説明を詳細に求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

説明不足もありまして、申しわけないです。まず最初に先ほどシミュレーションということで、語弊を招きまして、すみません。こちらのほうはシミュレーションによるミスということではなくて、国保の税の制度上の話から、お話をしたいと思います。当初予算なんですけれども、まずは歳出に合わせまして、税のところその定められた税額のところでありまして。その分の補えない分をその他会計繰り入れ分ということで、制度上そのように当初予算を組んでいるというところがございます。

また今回の補正につきましては、歳出がありますので、その分をこの税のほうで1款1項1目のほうで、あわせて今度の補正予算として計上してございます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、課長のほうから説明がありましたけれども、課長がこの保険税の減額があったというのは、歳出が決まっていて、歳入の帳尻という言葉が正しいのか。歳入、歳出を合わせるためには、まず保険税のほうで調整をしなければいけないと。さらにもともと入る予定の納付額よりも、多少ちょっと会計合わせるために割り増しをして、当初予算を組んでいると。最終的に納付されたお金と歳出の誤差を赤字補填、一般会計からの補填で賄っていると。これは毎回、そういう形での3月の補正予算のときには、この辺の保険税のプラスマイナスの最終的な歳出、歳入との合わせと、それをまた一般会計からの繰り入れで調整をしながら、国保会計は運営しているという解釈でよろしいのか。改めてまた課長の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑に、ご説明いたします。

そのとおりでございます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今ので、ということであったんですけれども、やはりその辺ちょっと保険税の取り方に対して、やはりなかなかわかりづらい部分もあるものですから、これは改めて書類か何かで各議員のほうにも、会計の組み方の予算の立て方とか、税率の当初予算こういうふうにかけていっているけど、こういう会計になるんですという仕組みをぜひ説明された書類を、やはり各議員にも詳しく提出していただきたいと思いますので、改めてこの辺の説明を、また改めてやっていただけるか、確認を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

今議員がおっしゃったとおり、やはり国保税というところで、非常にわかりづらいところ、運営の状況がございますので、ぜひまた皆さんと共有できたらと思っております。ぜひまた書類等がこちらのほうに全員協議会なりにでも説明できたらと思っております。以上です。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時15分)
○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

ほかに質疑ありませんか。8番與那勝治議員。

- 8番 與那勝治 議員 議案第11号、国保の歳入について、質疑いたします。
休憩願います。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時16分)
○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時16分)

8番與那勝治議員。

- 8番 與那勝治 議員 先ほどの説明でありましたけれども、これ帳尻を合わすとあったんですが、であるならばなぜこの12月議会、赤字補填をマイナスにしたのか。大体赤字になっていくのは見えているはずなのに、戻しているといいますか赤字をマイナスにしているところ。この辺のちょっと理解できないところではあります。毎回こう最後に帳尻を合わせて大きな金額になるわけですけれども、これ段階的にもう少しできないものかどうか。この辺の説明を求めたいと思います。

それと7ページ、財政安定化支援事業繰入金、これの財源は一般会計ということでありました。その下も、その他一般会計繰入金とあるんですけれども、一般会計繰入金と財政安定化支援事業繰入金、この辺の違い、きのうも説明があったんですけれども、この辺の違いをもう少し、説明を求めたいと思います。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)
○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時21分)

宮里政有福祉保健課長。

- 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

まず12月の件なんですけれども、12月の補正の件、今手持資料がありまして、保険基盤安定繰入金と保険者支援分と、出産育児一時金の繰り入れと、交付金のほうから入ってきたもので、その分の予算の組み替えということでございます。その前にまずシミュレーションの件でのきのうお話をしたシミュレーション、今お話をしたようにそういうことがありまして、決してシミュレーションでの訂正ということではございませんので、こちらあわせて訂正したいと思います。シミュレーションのミスではないということでございます。

すみません。今訂正させていただきたいのは、12月の補正の段階で今、お話をした交付金が保険基盤安定、それから2番目に保険者支援分ということで、公的なものの収入、歳入があったということでのその時点で、その他の一般会計繰入金額を減としたということでございます。もう1点、改めてということでございましたので、国保の財政安定化支援事業という制度につきましては、一般会計からの60歳から65歳までのばらつきをなくすということで、一般会計から国保会計に繰り入れてくるということになります。以上であります。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時24分)
○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時26分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 説明に際して説明不足がありましたので、こちらのほうから説明していきたいと思います。

まず、シミュレーションのミスということでありましたけれども、これに対してはそういうことではありませんので、訂正しておわびしたいと思います。

それから先ほどお話をした12月補正のお話の中で、つけ加えて説明したいと思います。まず先ほど述べました保険基盤安定から出産育児等の法定内の歳入、交付金等がありましたので、そのことによる法定外としての770万円の減額ということで、組み替えにもなりますけれども、そういうことで財源の組み替えで行ったものでございます。よろしく申し上げます。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 シミュレーションミスということで、きのう発言があったものですから、これは取り消したほうがいいんじゃないかと、自分は言っただけであって、これは今訂正したということがありました。交付金が入ってきたから、入ってきた分を返したみたいな形であるというふうに認識しましたけれども、今回一気にこう大きな金額が出てきていますけれども、これを段階的にできないのかどうなのか。あのときは赤字のマイナスの補正だったんです。今回、大きく3,480万円とか一般会計から出るわけなんですけれども、これは12月にもある程度こう、どのぐらい出るというのはわかっているはずなんですけれども、これ段階的に足りない分を補っていくというんですか。こういうことはできないものかどうなのか。この辺の説明を求めます。

7ページ、これ理解はできるんですけども、お互い両方一般会計からの補填になるわけです。この一般会計からの補填だけ5節と6節の名目も違うし、入るところが違うから、もちろんこういう名目になるかもしれないんですけども、財政安定化支援事業繰入金でありますので、こういうことに対するこの交付金とかそういうものもないのか。ただ本当に一般財源だけなのか。その辺の説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時33分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

段階的というお話でしたが、きのう上原議員のほうからもありましたとおり、財政等も踏まえながら、3月が好ましいと、きのう説明したとおりでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について、説明します。

一般会計からの国保会計への繰り入れでございますが、そちらのほうは一般会計、一般財源からの繰り出しとなっております。その中で一般会計の中で国保会計へ繰り出した金額の中では、普通交付税としての算出する項目がございまして、ある程度この財源措置を行ったものを、国のほうへ報告をした中で交付税として入ってくる部分がございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時39分)
ほかに質疑ありませんか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時53分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時53分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時32分)
ほかに質疑ありませんか。 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳入について、質疑いたします。

5ページ、先ほどからあります7ページについて、これ確認ですけれども、歳出に合わせた予算計上しておいて、今回調整して減額という話だったと思うんですけれども、3番議員のときには軽減措置のためという発言もあったので、これは訂正したほうがいいのかどうか。

きのうの7ページの10款1項1目5節については、財政安定化支援事業繰入金についてですけれども、きのうは交付税でのという発言から一般財源という話だったんですが、きょうはまたその中には実は交付税も一部入っていますというところもあるので、その辺の答弁もやはり正確性が問われているのかと、訂正したほうがいいのかと思っております。これはきのうの歳出についてですが、一般会計からの繰り入れというところで12月時点での減額補正については、単純にシミュレーションミスという答弁がありまして、それはそうではなかったということで、十分に理解はしているんですけれども、単純に予算の組み替えによる減額ということで理解はしているんですが、きのうのこの説明は、私はずっと理解はしてきょうの質疑に臨んで、3番議員から質疑をしたら、1款1項1目1節について減税措置とか、そういう話も出て、軽減世帯のあれはどうなのかとかいろいろと議員でも悶々としながら質疑とかしながらやっていたけれども、その課長の発言というのは、多分全部記録には残って、削除も事務局に確認したらできないという状況の中、その辺この議会の議員の発言もそうですし、執行部の説明であり、村長の答弁とか、そういった発言というのはすごく軽いものではないと、私は認識をしております。そこら辺も鑑みて今後、どのように対応していくのかを含めて、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 2番上原祐希議員の質疑にお答えしたいと思います。

提案されました補正予算の議員の質疑に対して、担当課長が正確な答弁に欠けるところが多々あったところは、提案者としてもおわび申し上げます。今後、議会に提案した議案に対しては、正確な答弁をするように研修、あるいは法の改正等、いろんな条例の改正等を伴って補正を減にしたり、増にしたりすることもありますので、その議案に関係する研修の充実とか、それから法令をマスターするとか。そういう面を全庁的に課長のみならず、全職員にも徹底をして提案した議案に対しては責任を持って、正確に答弁できるように提案者としても務めてまいりたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 村長の答弁で大体は理解はしたんですが、私ら国保については、我々も勉強

しないといけないです。それとまた今後しっかりと私らも学びながら、今後より理解、お互いに相互理解できるようにそれを求めるんですけども、その発言自体がこれだけこうころころ変わってしまうと、その説明を私らも疑ってかかってしまうところもあるんです。何を信じたらいいのか本当にわからなくて、これはマイクで放送されていますし、下で聞いている職員は減額補正は単純なシミュレーションミスだという発言に対して、部下はどう思うのか。これは職員のモチベーションの問題にもなると思いますし、ほかの課長からにしても、またこういう形で訂正、訂正しながらやってもいいのであれば、私らもそういう形でもいいんじゃないかというようなモチベーションの問題にもつながってきますので、ぜひ私らも学ばしてもらおうという意味でも質疑もしていますけれども、これお互いにもうちょっと気を引き締めながら、やはり村民の大事な予算を決める議会に議決事項でありますので、今後の対応を村長からもありましたけれども、議会としてももうちょっといろいろと検討しながら、今後に対応していけたらと思っているんですけども、その辺も改めて課長のほうから多分、訂正すべきもしかしたら事項もあったと思いますので、そういうのを求めながら、そういう説明を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 2番上原祐希議員の質疑について、ご説明いたします。

きのうからいろいろと、こちらのほうが理解不足で、またそれではいけないことではあると重々、反省をしているところでございます。やはり先ほど言われた職員のモチベーションとか、あるいは自分の資質、勉強不足ではやはりこの議会での発言の重み等も含めて改めて勉強もしていきながら、また皆さんのほうに理解をいただくというところで、国保関係の勉強というか。説明等もさせていきながら、国保に対するこれからもまた先ほど村長からもありましたとおり、研修等また法令も日々変わってきますので、そこも含めながら一緒に国保の件について、また話し合っって議論を深めながら、国保の運営に努めていただけたらと改めて反省をしているところであります。

きのうからあと軽減措置、こちらのほうの話をしたことについて、こちらのほう失言というところで訂正等をお願いしながら、交付税措置がありました財政安定化支援事業繰入金、こちらのほうも交付税の措置がありますので、こちらのほうもあわせて訂正させていただければと思っております。

今後は福祉保健課長として、これまで以上に研磨しながら、村長が掲げている施政運営についても、私のほうもまた一段と頑張っていくつもりであります。今回は誠に申しわけございません。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑は終わります。次に歳出の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第11号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第11号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第12号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

歳入、歳出、一括で行います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第12号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第12号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第13号 令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を議題とします。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一括で行います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 水道会計について、質疑したいと思います。

今回の1ページであります。営業費用145万円の補正増であります。この中身の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 11番嘉陽 崇議員の質疑に対しまして、説明いたします。

1 ページの営業費用145万円増額ということの内訳でございますが、営業費用には受水費、総係費と一般会計でいいます需用費が含まれておりますので、今回企業局への受水費の300万円の増と、あとは賃金のマイナスというトータルで145万円の増になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時48分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第13号 令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第13号 令和元年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第2号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第3号 今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第3号 今帰仁村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

1 ページ、現行、改正後(案)となっていますけれども、下の4の委員会は、関係者(審査申出人及び村長を除く。)ということをやっていますけど、右の現行にはないんですけれども、これの説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいま10番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

ご承知のように固定資産評価審査委員会は、納税者の方にこちらから通知した納付通知書の中で固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服に対しての審査をする委員会でございます。いま第8条の委員会についてのご質疑でございましたが、第8条が口頭審理、口頭による筋道等を明らかにして審議をするという定義がなされております。4項の前に、この委員会が必要があると認めるときには関係者相互の対質を求めることができると定められております。この関係者相互の対質というのは、実際に納税者の申出人にあたる方と、こちら村長のほうがお互いにその委員会に出席をして、それぞれの言い分を申し述べて審理を進めていくことができると記されています。

4項については、その申出人と村長以外の関係者について定義されておまして、必要があればその関係者に皆さんにも口頭によって証言をしていただくことができます。またそれに必要があれば、口述書を提出していただくことができますよということの規定になっております。この関係者だけで記してしまうと、申出人に村長もその中に入るという誤解を招き得るということで、括弧書きでこの4項に対しては、審査申出人及び村長を除く、ほかの関係者ですよということ、括弧書きで明確にした改正しております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これはなかったのをに入れてということで理解していいかと思います。

それと評価委員は、何名でどういった方が評価員として選定されているのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 今、評価委員の方が3名おります。これまで行政に携わった方、それと土地家屋調査士の専門の方を入れた3名になっております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6. 「議案第4号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第4号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

こっちの提案理由には、令和2年4月1日付で今帰仁村立中央保育所及び仲宗根保育所の閉所に伴い所要の改正を行う必要があるためとなっておりますけれども、次のページに新旧対照表とありまして、現行と改正後(案)ということで、今帰仁保育所90人のみが載っておりますけれども、こっちの現行には、中央保育所60人、仲宗根保育所70人のこのメンバーはどういったところに配置されるのか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明いたします。

今回上程している条例につきましては、今帰仁村の保育所設置条例でございますので、閉所に伴う2園の削除という形になっております。別の条例で認定こども園条例を去る議会のほうで上程しておりますけ

れども、そこにその施設に関しては、定員172名ということで、新たな施設が現在オープンする予定ですので、その部分に関しましては、現在いる保育施設の保育士の面談を含めて継続可能な方につきましては、そのまま引き継ぎ、両園で受け止めている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明では、中央保育所、仲宗根保育所のメンバーについては、別の施設で対応できるということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま質疑について、ご説明いたします。

あくまでも面談、面接を行って、適正であれば採用という形になりますので、現在そういう形で両園で配置を行っているという状況であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第4号について、質疑いたします。

現行、改正後とありますけれども、現行中央保育所、仲宗根保育所設置条例。これは条例から外れるんですけれども、村民が気になるところが、跡地といいます。この跡利用といいますか。その辺まで含めた計画とか、そういうのがあるのかどうか。お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 宮里 晃 幼保連携推進室長 ただいま8番與那勝治議員の質疑について、ご説明いたします。

この跡地につきましては、今婦仁村公共施設整備管理計画に基づきまして、売却処分という形で現在の方向性は定められております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 売却処分ということでありましたけど、これはもう進んでいるということですか。これから進められていくんですか。どういうところなのか。の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質疑に、お答えいたします。

今回の条例が議決されますと、中央保育所、仲宗根保育所が閉所されます。その前に去年、旧仲尾次保育所も閉所されております。それを含めて、先ほど課長からありましたように、この3保育所含めて、今、湧川小・中学校の跡地、あいあいファームについては、破産の手續処理中でありますので、最終結論が出た段階で検討委員会を立ち上げて、具体的に進めていきたいと考えておりますが、村長としては基本的には先ほど課長が答弁した考えを持っております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第4号について、質疑いたしますが。

結果が進んでいないという趣旨の答弁、検討が進んでいない売却。もう数年前からこれは閉所になってわかっていたことだと思うんですけれども、その当時からそういう計画をしておれば、すぐにでも売却で

きる可能性があったと思うんですが、その辺の答弁と。

売却する方向で検討しているわけですね。検討中であればまだ、売却相手の資格等などまだ決まっていないわけですね。その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 9番山城 太議員の質疑に、お答えします。

保育所、今回閉所を提案しております中央保育所、それから仲宗根保育所、去年閉所になった仲尾次保育所を含めて、跡利用について。やはり財産の有効活用を早めに進めたほうがいいという考えでありますので、この定例会が終わった後に、この検討委員会を立ち上げて、スピードをもって決めていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 そうですね。建物というのは、人が住まなくなったり、いなくなったらすぐに劣化して錆びてしまうので、その辺早急に対処、対応を願いたいと思います。その中で売却するに当たって、村内限定もするのか。村内の方なのか、村外の方なのか。その辺も検討に入ってくると思いますが、現段階で把握できるのであれば、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 9番山城 太議員の質疑に、お答えいたします。

その方法を含めて、例えば今は移住・定住計画、いろんな計画を持っておりますので、そこら辺で総合的にして3保育所、それからその他の公共、村が今所有している、処分をして財産に置き換えしたほうがいいのか。あるいはまたこの個人住宅、あるいは村内を優先するのか、しないのかを含めて、検討委員会で早目に立ち上げて、スピード感をもって検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7. 「議案第5号 今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第5号 今帰仁村森林環境譲与税基金条例の制定についてということで、下のほうに提案理由が書かれていますけど、中ほどから「本村における森林の整備及びその促進に関する施策の支援に要する経費の財源に充てることを目的として」と書かれて。次に下に「今帰仁村森林環境譲与税基金を設置するにあたり、条例を制定する必要があるため」と書かれていますけど、これは新たな条例だと思いますけれども、これは国から県から言われて、各市町村がそういうことをやるのか。今帰仁村だけあるのか、お伺いします。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑に対しまして、説明いたします。

ただいまの質疑で、今帰仁村だけの基金かということでありませけれども、ご説明いたしますと、これ森林環境税の創設ということで、総務省の資料によりますと、平成36年度から課税することになっております。これは税率、年額1,000円ということで、国内に住所を有する個人に対して課する課税ということで、新たに創設された税であります。

それを踏まえて、都道府県を經由して、税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込んで、それを森林環境譲与税ということで、都道府県及び市町村に交付するということになっております。平成35年度、令和5年度までは、暫定的に借り入れによる対応ということで、都道府県及び市町村に交付をするということでありませるので、ここまでの配付額はそんなに大きい額ではないものですから、市町村、都道府県にとってはあまり使い勝手がいいというような交付金ではございませるので、しっかり基金を立てて、その目的がございませるので、その目的に沿った利用ができるような基金を創設して、ある一定金額等々、村のこの利用する施設等に利用できるということが確定できる金額等に基金を積み立てたら、利用していきたいと考えております。

ほとんどの市町村がこれは8月の県の資料でございませけれども、県内では24市町村が基金を譲与するというので、あくまでもこれは8月時点の調査でございませ。実際はもっとふえている可能性もありませけれども、24の市町村が基金条例を設置して、それぞれの市町村が十分に活用できる基金として活用したいということで、調査結果は出ております。なぜいま、今帰仁村だけということではなく、8月の分析結果によると、24市町村が基金条例を設置するというのでの調査は出ております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の説明で大体納得しました。この金額は大きい金額ではないから、基金で積み立てしてから整備する場所等が出た場合は整備するということ。これ整備ですね、どういった整備等に適用するのか。またいろんなものに使い勝手がいいのかですね。森林整備を目的としたと書かれていますけど、工事をする場合はこのお金でみんな使っているのか。100%使っているのか。何か村負担とかで、出して使う方法があるのかどうか。この使い勝手をどうやるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑に対しまして、説明いたします。

議員おっしゃるとおり、自由に使えるのかどうかというのが、非常にどこの市町村も考えていることだと思いますけれども、あくまでも基金積立、その目的でございませるので、用途が限られております。市町村であれば、間伐や人材育成、担い手の確保、これは林業される方の確保だと思いますけれども、あとは木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用で使っているということでありませるので、これはやみくもに何でも使ってもいいということでは多分ないと思いますので、こちらの計画を十分に立てて、内容も確認していただいて、これが使えるということであれば、ある程度先ほども申し上げましたけれども、一定の金額は、基金に積み立てられて、十分活用できるという額にまできて、それをこの目的に沿って使えるという、国及び県の確認がとれたときに活用していきたい。現時点ではそのように考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 ではもし、今後積み立てをやって、あっちこっちで松くい虫が発生して、枯れ木があって、いろいろ伐倒とか字から要請とか何回もありましたけど、台風のときに倒れたときに、そうなったときに使えるお金として理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 質疑に対しまして説明いたします。

現時点でそれに使えるということではなかったものですから、実際に少し入ってくるお金で、林道等の整備をとということであったんですが、まだその確定時期ではないと。もしかしたらこれは該当しないとかということでありましたので、その辺もじっくり今後、内容を詰めて、それに使えるというのであれば、それにも使っていきたいですし、また県産木材の有効利用ということもございますので、その辺あたりを踏まえて、しっかりと情報収集をして、県、国とも調整をしながら、やはり基金積立がありますので、それをしっかりと有効利用できるように勉強していきたいと。研修、情報を収集して進めていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第5号について、質疑いたします。

今の説明の中で、平成36年度に課税するとあったんですけれども、これは国税として課税するのか。この課税の方法までわかるのかどうか。説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま8番與那勝治議員の質疑に対しまして、説明いたします。

今の課税方法ということであったんですけれども、総務省の概要によりますと、賦課徴収に関しては、個人住民税とあわせて実施するということであります。これは平成36年度から課税ということで、年額1人1,000円ということになっております。総務省の概要としては、そういうふうになっております。個人住民税にあわせて実施ということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 個人住民税ということでありましたけれども、これ個人全てに対して1,000円ということになりますか。対象外の人がいるのかどうかを含めて説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの與那勝治議員の質疑について、ご説明いたします。

この森林環境税の賦課の件でございますが、先ほど経済課長からもありましたように、平成36年度から実施ということにしております。均等割りを持つ納税者の方に年間お一人当たり1,000円の税額をお願いするという計画になっております。

現在、皆様ご承知かと思っておりますけれども、均等割りです道府県税が1,000円、市町村のほうに対する税金が3,000円、今の復興に係る税として、国税のほうで1,000円を課している状況でございまして、合計5,000円を皆さんで負担していただいている。その復興に対する部分がこの森林環境税にかわるというふうになりますので、今ご負担いただいている税額が上がるということではございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後2時14分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 復興税が終わるタイミングでの課税ということでありましたけれども、復興税こう平成36年で終わっても、復興は済んでいないと思われるんですよ。これにかわるような課税ということで、どこかでまた二重に課税される恐れもあるのかと思うんですが、それはもうないということで。住民に課せられるわけですから、これははっきりしてほしいんですけども、この辺はもうないということで、理解していいのかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

今、私どもに示された税制の改正の中では、この復興税にかわる森林環境税を創設するというようになっておりますけれども、議員がおっしゃるように、復興税は何らかの形で取ることは絶対はないのかということ、今ここで、私のほうから「ありません」ということは伝える現状ではないです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時16分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時17分)

ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第5号、質疑いたします。

先ほどから大体、説明がありますが、この中で使途の中で、乙羽岳の森林公園の整備等も、経費として出せるのかどうか。伺いたいと思います。

次のページの、第7条のこの条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定めるとありますが、「この条例に定めるもののほか」というのは、どのようなことが想定されるのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 3番與那嶺 透議員の質疑に対しまして、説明いたします。

最初の質疑の中で森林公園の整備にも使えるのかということでありまして、これはやはりこちらとしてもそれも考えていることをごさいます、ただその整備のやり方等、目的に本当に沿っているかということで、また県とヒアリング等しながら、可能であればそこも考えていきたいですし、先ほど與儀議員からありましたけれども、松くい虫等々のそれにもできるのかということでありましたけれども、それも踏まえて、ある一定の何が一番有効利用できるのかということ、十分検討した上でその基金を活用していきたいと考えております。

あと第7条についてなんですけれども、あくまでもこれは基金の設置の条例の中で、それにもしほかに不測の事態といいますか。それ以外のそういった要項を定めたほうがいいのかというふうには指摘等がありましたら、その第7条のほうでしっかりと定めて、一貫性を持った中で利用できるように、活用できるように、行うために第7条を入れて、制定したいということでありまして。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 使途のほうは、これからいろいろとヒアリングをしながら、有効活用して

いきたいということで理解いたしました。第7条に関してなんですが、どんな想定がされるのか。想定がまだわからないという状況だと思いますが、これは確認なんですが、今回の森林環境譲与税基金ということで、基金を創設するわけでありますが、この基金をほかの基金とかに流用するとか、そういったことは可能なのか。可能ではないのか。確認ですね、お伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

あくまでも目的税ということですので、その目的外、いわゆる基金の流用も含めて、それはこの趣旨に反するかと考えられますので、それは現時点ではないと私は考えております。あくまでもその趣旨の目的のために創設された税でございますので、それ以外のものには流用、もしくは利用する活用するということは現時点、考えておりません。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後2時21分)